

「平成30年度 高知県農業農村整備事業計画審査会」 審査結果

□

1. 平成31年度新規地区

(1) 斗賀野地区地域農業水利施設ストックマネジメント事業（団体営）

【地区名】	斗賀野
【市町村名】	佐川町
【事業概要】	頭首工1基 補修・更新
【事業費】	40,000千円
【負担割合】	(国) 50% (県) 15% (町) 35%

[説明者：中央西農業振興センター（基盤整備課）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・姉ヶ瀬堰は、昭和53年に造成された施設である。
- ・地区内では、水稻を主体に施設ニラなどの栽培が行われている。
- ・本施設は築造後40年が経過し、施設全体の老朽化が顕著である。堰体、電気・機械設備の経年劣化及び取水ゲートは腐食が生じている。このため、取水機能の低下や取水ができなくなる危険性が増大している。
- ・本事業の内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することにより、施設の長寿命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものである。

【審査会意見】

- ・平成31年度新規着工地区として適当である。

(2) 日出野地区農業水路等長寿命化・防災減災事業（団体営）

【地区名】	日出野
【市町村名】	高知市
【事業概要】	排水機場1施設 補修・更新
【事業費】	514,200千円
【負担割合】	(国) 50% (県) 15% (市) 35%

[説明者：中央西農業振興センター（基盤整備課）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・日出野排水機場は、昭和56年に造成された施設である。

- ・ 地区内では、水稻を主体に、露地野菜等の栽培が行われている。
- ・ 本施設は築造後 37 年が経過し、施設全体の老朽化が顕著である。特に電気設備については、耐用年数の超過や経年劣化が進行しており、排水機能の低下や停止の危険性が增大している。
- ・ 本事業の内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することにより、施設の長寿命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものである。

【 審査会意見 】

- ・ 平成 31 年度新規着工地区として適当である。

(3) 池ノ内第一地区地域農業水利施設ストックマネジメント事業 (団体営)

【地区名】	池ノ内第一
【市町村名】	須崎市
【事業概要】	排水機場 1 施設 補修・更新
【事業費】	380,000 千円
【負担割合】	(国) 55% (県) 15% (市) 30%

[説明者：須崎農業振興センター (基盤整備課)]

【新規要望理由説明 (事務局)】

- ・ 池ノ内第一排水機場は、昭和 49 年に造成された施設である。
- ・ 地区内では、水稻や施設ミヨウガ等の栽培が行われている。
- ・ 本施設は築造後 44 年が経過し、施設全体の老朽化が顕著である。機械設備及び電気設備については、耐用年数の超過や経年劣化が進行しており、排水機能の低下や停止の危険性が增大している。
- ・ 本事業の内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することにより、施設の長寿命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものである。

【 審査会意見 】

- ・ 平成 31 年度新規着工地区として適当である。

(4) 志和地区農業競争力強化農地整備事業（県営）

【地区名】	志和
【市町村名】	四万十町
【事業概要】	区画整理（11.6ha）
【事業費】	338,000千円
【負担割合】	（国）55%（県）30%（町）5%（地元）10%

[説明者：農業基盤課（整備担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本地区の農地は狭小、不整形であり、耕作道が接していない農地もあり営農に支障をきたしている。
- ・農業用水は、3基の揚水ポンプで地下水を取水しているが耐用年数を超えており、また水路も漏水が確認されるなど、施設の老朽化が進んでいる。
- ・営農状況は、1戸当たりの経営規模は小さく高齢化が進んでいるが、認定農業者である法人1組織と7戸の農家を中心に、水稻・葉たばこ・ショウガなどを栽培している。
- ・耕作条件が悪いため、地区内農地の20%が遊休農地となっている。
- ・基盤整備を行うことにより、農業生産法人と中核的農家9戸に農地中間管理機構を活用して農地を集積し、継続的・安定的に農業経営が可能となるようショウガ等の高収益作物の導入を図る。

【審査会意見】

- ・平成31年度新規着工地区として適当である。

(5) 中村（1）地区農業水路等長寿命化・防災減災事業（県営）

【地区名】	中村（1）
【市町村名】	東洋町
【事業概要】	排水機場1施設 補修・更新
【事業費】	200,000千円
【負担割合】	（国）55%（県）30%（町）15%

[説明者：農業基盤課（整備担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・中村排水機場は、平成6年に造成された施設である。
- ・地区内では水稻を中心とした営農が行われている。

- ・本施設は築造後 24 年が経過し、施設全体の老朽化が顕著である。機械設備及び電気設備については、耐用年数の超過や経年劣化が進行しており、排水機能の低下や停止の危険性が増大している。
- ・本事業の内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することにより、施設の長寿命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものである。

【 審査会意見 】

- ・平成 31 年度新規着工地区として適当である。

(6) 出口地区農業水路等長寿命化・防災減災事業（県営）

【地区名】	出口
【市町村名】	香南市
【事業概要】	排水機場 1 施設 補修・更新
【事業費】	187,000 千円
【負担割合】	(国) 55% (県) 30% (市) 15%

[説明者：農業基盤課（整備担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・出口排水機場は、昭和 61 年に造成された施設である。
- ・地区内では水稻を主体として、施設によるメロン、トマトの栽培も行われている。
- ・本施設は築造後 32 年が経過し、施設全体の老朽化が顕著である。機械設備及び電気設備については、耐用年数の超過や経年劣化が進行しており、排水機能の低下や停止の危険性が増大している。
- ・本事業の内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することにより、施設の長寿命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものである。

【 審査会意見 】

- ・平成 31 年度新規着工地区として適当である。

(7) 敷地地区農業水路等長寿命化・防災減災事業（県営）

【地区名】	敷地
【市町村名】	四万十市
【事業概要】	排水機場1施設 補修・更新
【事業費】	300,000千円
【負担割合】	(国) 55% (県) 30% (市) 15%

[説明者：農業基盤課（整備担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・敷地排水機場は、平成4年に造成された施設である。
- ・地区内では水稻を主体として、一部でニラやミョウガ等の栽培も行われている。
- ・本施設は築造後26年が経過し、施設全体の老朽化が顕著である。機械設備及び電気設備については、耐用年数の超過や経年劣化が進行しており、排水機能の低下や停止の危険性が增大している。
- ・本事業の内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することにより、施設の長寿命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものである。

【審査会意見】

- ・平成31年度新規着工地区として適当である。

(8) 室戸地区農村地域防災減災事業（県営）

【地区名】	室戸
【市町村名】	室戸市
【事業概要】	ため池整備（4池）
【事業費】	370,000千円
【負担割合】	(国) 55% (県) 35% (市) 10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・室戸地区の4池（下の谷池、滝本池、浅田池及び妙見山池、すべて防災上特に重要なため池）は、十分な耐震性を有していないことが判明しており、万が一決壊した場合には、農業用施設のみならず人家や国道等の公共施設にも被害を及ぼすことが予想されている。
- ・本地区では水稻を中心にサツマイモ、千両等の栽培が行われている。
- ・県内における万が一決壊すれば下流の人家や公共施設等に被害を及ぼす恐れがあるとさ

れる「防災上特に重要なため池」121池について、優先的に耐震検証を行っている。

- ・室戸市では「防災上特に重要なため池」に34池が該当し、そのうちの4池が今回対象である。
- ・本事業は、ため池の耐震補強対策の実施により、地震時の決壊を防止することで、ため池下流の集落や国道等の公共施設を決壊被害から守るとともに、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【 審査会意見 】

- ・平成31年度新規着工地区として適当である。

(9) 窪川2期地区農村地域防災減災事業（県営）

【地区名】	窪川2期
【市町村名】	四万十町
【事業概要】	ため池整備（3池）廃止（1池）
【事業費】	525,704千円
【負担割合】	（国）55%（県）35%（町）10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・窪川2期地区の4池のうち、下谷池、小屋ガ谷池及び小久保川下池の3池は漏水や洪水吐の能力不足等の施設の老朽化が進行しており、真弓ノ川池（防災上特に重要なため池）は十分な耐震性を有していないことが判明している。万が一決壊した場合には、農業用施設のみならず人家や公道等の公共施設にも被害を及ぼすことが予想されている。
- ・本地区では水稻を中心に、ショウガや大豆の栽培が行われている。
- ・県内における万が一決壊すれば下流の人家や公共施設等に被害を及ぼす恐れがあるとされる「防災上特に重要なため池」121池について、優先的に耐震検証を行っている。
- ・四万十町では「防災上特に重要なため池」に10池が該当し、そのうちの1池が今回対象である。
- ・本事業は、ため池の老朽化対策及び耐震補強対策の実施により、豪雨時及び地震時の決壊を防止することで、ため池下流の集落や県道等の公共施設を決壊被害から守るとともに、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【 審査会意見 】

- ・平成31年度新規着工地区として適当である。

2. 高知県農業農村整備推進方針フォローアップ

【 説 明（事務局）】

- ・高知県農業農村整備推進方針は平成26年3月に農業基盤課が策定した。
- ・本推進方針は、「農を強くする」と「農村を守る」を2本の柱としている。
- ・「農を強くする」では、「多様な担い手の確保・育成と持続的な農業の展開」及び「農業生産資源の保全管理」を取組方針として、地域の中心となる経営体への農地集積や、良好な営農条件の確保、農業水利施設の戦略的な保全管理など、5つの具体的な対策に取り組んでいる。
- ・「農村を守る」では、「南海トラフ巨大地震対策」を取組方針として、農業集落における防災・減災対策の推進及び、土地改良施設の耐震化の2つの具体的な対策に取り組んでいる。
- ・本推進方針は5ヶ年計画であり、本年度が最終年度となっているため、これまでの取組内容や取組の成果についてフォローアップを行った。
- ・「農を強くする」のうち、「地域の中心となる経営体への農地集積」、「農業水利施設の戦略的な保全管理」及び「地域共同活動による農業生産資源の長寿命化」については概ね目標を達成した。今後も引き続き取組を推進していく。
- ・「良好な営農条件の確保」については目標に届かなかった。今後は農地耕作条件改善事業等を積極的に活用した取組を推進していく。「地域共同活動による優良農地の維持確保」については概ね目標を達成した。今後は取組面積の拡大に向け、組織の広域化や事務代行の仕組みづくり等を推進していく。
- ・「農村を守る」のうち、「農業集落における防災・減災対策の推進」については、津波避難対策は目標を達成した。土砂災害への対策は津波避難タワー等への重点配分により計画が遅延しているため、今後は必要な予算を確保し避難困難集落の早期解消を推進していく。
- ・「土地改良施設の耐震強化」については、農道橋の耐震化は目標を達成した。ため池の耐震化は津波避難タワー等への重点配分により計画が遅延しているため、今後は予算を重点配分し耐震化を加速していく。

【 審査会意見 】

- ・フォローアップの取りまとめをする過程において、感じたことや上手くいかなかったことなどについて議論したことを、次期推進方針の策定に役立てていただきたいと思います。